駐車場設置に必要な手続き判別フロー

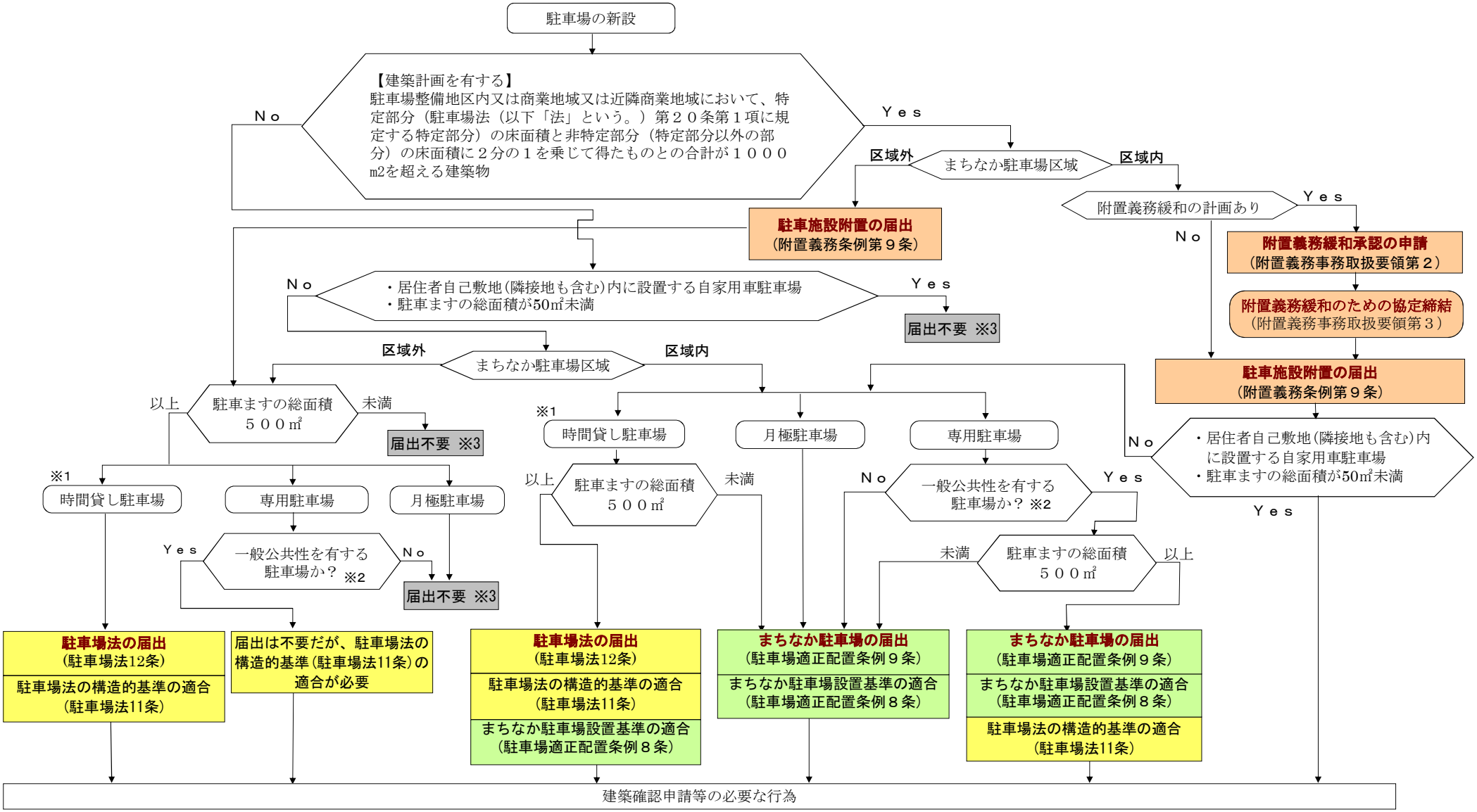

※1 （運営形態による分類）：　時間貸し駐車場･･･不特定多数を対象に利用時間に応じた料金を徴収するもの
月極駐車場･･･････特定の者を対象に、契約行為に基づき利用料金を徴収するもの
専用駐車場･･･････利用者を限定し、利用料金は徴収しないもの（利用者の限定程度により一般公共性の有無が判断される）

※2 ：専用駐車場は基本的に利用者を限定したものであるが、当該目的以外の駐車を実質的に排除していない場合は、一般公共性を有する駐車場と判断される

※3 「届出不要」：駐車場法の届出、まちなか駐車場の届出